

■新斎場建設地の再検討

岩舟町三谷の市有地「南部清掃工場跡」で事業を進めている新斎場建設について、平成30年6月以降、寺尾地区自治会連合会や西方地域住民有志の方から、建設地の見直しを求める陳情書が提出されました。また、平成30年8月28日には、南部清掃工場跡西側の2ヶ所が、新たに土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）に指定されました。こうした状況に対応するため、新斎場建設地の再検討を行うことにしました。

新たな候補地は、前回、斎場再整備検討委員会で絞り込みを行った「皆川城内高速南」「現斎場及び周辺」「南部清掃工場跡」から、今後選定していきます。

問合せ先 斎場整備室 ☎ (21)2428

■あったかとちぎ ラジオ体操キャラバン



ラジオ体操1級指導士から、ラジオ体操の効果や実技を学んでみませんか？運動を始めるきっかけに、ぜひご参加ください。

対象 市内在住で運動の制限がない方

(未就学児は要保護者同伴)

日時 11月30日(金) 13時30分～15時

(受付13時00分～30分)

場所 栃木市総合体育館(川原田町)

定員 150人(先着順)

費用 無料

持ち物 上履き、タオル、飲み物

申込 10月22日(月)から、問合せ先へお名前、年齢、電話番号をメールで送信または電話にて。

問合せ先 健康増進課 ☎ (25) 3512 kenkou04@city.tochigi.lg.jp

スポーツ振興課 ☎ (25) 0930 sports@city.tochigi.lg.jp

■栃木市配偶者暴力相談支援センター開設

市では、DV(配偶者等からの暴力)被害についての相談・支援を総合的に行うため、平成30年10月から配偶者暴力相談支援センター業務を開始しました。

DVかなと思ったら、ひとりで悩まずご相談ください。

相談時間 月曜から金曜日(祝日、年末年始は除く) 9時～16時

専用電話 ☎ (21) 2218

上記の相談時間外は、最寄りの警察署にご相談ください。

支援内容 ・相談や相談機関の紹介

・被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保

・被害者の自立生活促進のための情報提供その他の援助

・保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助

・被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助



「法務省管轄支局」等と記載された「架空請求ハガキ」にご注意！

このところ、市消費生活センターには、法務省などの名称を名乗った架空請求ハガキの相談が続いています。相談者の中には、ハガキに記載された問い合わせ先に電話をし、弁護士の紹介費用等と称した金銭を要求された方も少なくありません。

架空請求は消費者の情報を特定して送られているわけではありません。連絡し

送付されているハガキ見本

消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致したのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

管理番号(わ)318 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

尚、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立会いの下、給与差し押さえ及び動産、不動産の差し押さえを強制的に執行させていただきますので、裁判所執行官による執行証書の交付をご承諾いただきますようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談にしましては、当局にて承っておりますので、お気軽にお問合わせ下さい。

尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様、お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成30年9月1日

法務省管轄支局 訴訟最終告知通達センター
東京都千代田区霞が関丁目番
取り下げ等のお問い合わせ窓口 03-
受付時間 9:00～20:00(日、祝日を除く)

★タイトル
他に「総合消費
料金未納分」など

★脅かし
・訴訟開始
・強制的に差押え
・執行証書を交付

★急がせる

★公的機関に
類似した名称
他に「日本民事
訴訟センター」など

てしまうと個人情報知られ、その情報を基に金銭を要求される可能性があります。心当たりのない請求に対しては決して相手に連絡しないようにしましょう。

見本のようなハガキを受け取った場合は、記載された問い合わせ先に絶対電話をせず、まずは消費生活センターや消費者ホットライン(局番なし) ☎ 188へご相談ください。

消費生活センター(入舟庁舎内) ☎ (23) 8899

／FAX (23) 8820

■(仮称)文化芸術館・文学館整備の見直し

整備の概要・経過

「(仮称)文化芸術館」と「(仮称)文学館」は、国の補助事業である「地方都市リノベーション事業」を活用して整備することとしており、既に整備を終えた「くらのまち保育園」と、そのすぐ南に隣接する「市道11178号線」、現在工事を進めている「(仮称)地域交流センター」の5つがパッケージとして採択された事業で、蔵の街周辺地区を一体的に整備することにより、魅力と活力と賑わいのあるまちづくりを推進するものです。

「(仮称)文化芸術館」は主として市が所蔵している美術品等を保存・展示する美術館として新築、「(仮称)文学館」は主に本市ゆかりの文学者を紹介する資料館として旧市役所別館を改修し、それぞれ旧市役所跡地に整備することとして設計を進めてきましたが、2館の整備とその後の維持管理には多額の費用が必要であることから、財政健全化の観点から設計を見直すこととしました。

見直しの方針

整備基本計画など、これまでに整理した考え方を踏まえ、設計内容を見直します。整備費は全体で35億円程度をめざします。また、設備や仕様を再度検証し、維持管理費の削減を図ります。(仮称)文化芸術館は、展示と収集・保存といった美術館としての基本的な機能を確保した上で、近隣の施設で代用できる室などを検討し、面積規模を削減します。(仮称)文学館は、文化財である旧市役所別館を資料館として活用するための最小限の改修であることから、大きな見直しは行わず、仕様などの変更で整備費を抑えます。

今後の予定

変更設計は、本年10月から来年8月までの約1年で行います。

建築工事については、(仮称)文学館は本年度末から、(仮称)文化芸術館は来年度の冬頃から着手し、2020年度(平成32年度)末までの完了を予定しています。建築工事完了後、展示・外構などの付帯工事と開館準備を進め、2022年度(平成34年度)中に開館する予定です。

問合せ先 文化課 ☎ (21) 2499

■相談業務の案内

相談は無料で秘密は厳守します。気軽にどうぞ。市内の方であれば、どの窓口でも相談できます。

相 談	日 時	場 所／問合せ先
○弁護士相談(事前に要予約) (弁護士が法的な見解等を助言)	11月9日(金)、22日(木) 12月14日(金)、28日(金) 10時～12時	本庁舎2階 市民相談室 / 市民生活課 ☎ (21)2122
	11月15日(木) 10時～12時	大平隣保館2階相談室 / ☎ (43)6611 ☎ 0120-46-7830
	12月17日(月) 10時～12時	藤岡公民館1階 研修室 / 藤岡市民生活課 ☎ (62)0905
	12月25日(火) 10時～12時	都賀総合支所 別館2階 会議室 / 都賀市民生活課 ☎ (29)1124
	11月27日(火) 10時～12時	西方総合支所1階 会議室 / 西方市民生活課 ☎ (92)0308
	12月20日(木) 10時～12時	岩舟総合支所1階 相談室 / 岩舟市民生活課 ☎ (55)7763
○法律相談(事前に要予約) ※栃木市社会福祉協議会主催	11月6日(火)、20日(火) 9時～12時	大平地域福祉センター ふるさとふれあい館 / 社会福祉協議会大平支所 ☎ (43)0294
○宅地建物相談(事前に要予約) (土地・建物の売買や賃貸借、所有と管理)	11月16日(金) 10時～12時	本庁舎2階 市民相談室 / 市民生活課 ☎ (21)2122
○市民相談 (日常生活の問題など)	月～金曜日 9時～17時	本庁舎2階 市民相談室 / 市民生活課 ☎ (21)2122
○消費生活相談(商品やサービスなど消費生活全般)	月～金曜日 9時～16時	入舟庁舎 / 消費生活センター ☎ (23)8899 FAX (23)8820
○合同相談 (行政相談・人権相談) ※移動県民相談も同時開設	11月13日(火)、27日(火) 10時～12時	本庁舎2階 市民相談室 / 市民生活課 ☎ (21)2122
	※11月15日(木) 10時～12時	大平総合支所1階 相談室 / 大平市民生活課 ☎ (43)9211
	12月12日(水) 10時～12時	藤岡公民館1階 研修室 / 藤岡市民生活課 ☎ (62)0905
	12月25日(火) 10時～12時	都賀総合支所 別館2階 大会議室 / 都賀市民生活課 ☎ (29)1124
	※11月27日(火) 13時30分～15時30分 12月20日(木) 13時30分～15時30分	西方総合支所1階 会議室 / 西方市民生活課 ☎ (92)0308 岩舟総合支所1階 相談室 / 岩舟市民生活課 ☎ (55)7763
○人権相談	月～金曜日 8時30分～17時15分	大平隣保館 ☎ (43)6611 ☎ 0120-46-7830 厚生センター ☎ (24)2444 人権・男女共同参画課 ☎ (21)2161
○いじめ相談電話	月～金曜日9時～17時 ※土・日・祝日・時間外は留守番電話・FAX	本庁舎 / 青少年育成センター ☎ (24)0667 FAX (21)2690
○青少年相談 (非行問題・不登校など)	月～金曜日 9時～17時	本庁舎 / 青少年育成センター ☎ (23)6566 FAX (21)2690
○家庭児童相談(0～17歳の子どもとその家族)	月～金曜日 9時～16時	本庁舎 / 家庭児童相談室(子育て支援課内) ☎ (21)2227
○障がい児者相談(福祉サービスの利用・障がい理由とする差別・合理的配慮及び虐待防止)	月～金曜日 8時30分～17時15分	本庁舎 / 障がい児者相談支援センター(障がい福祉課内) ☎ (21)2235、 (21)2236、(21)2208 FAX (21)2682
○就労支援相談(事前に要予約) (40歳未満の就労相談)	第1・3月曜日13時～21時 第1・3土曜日17時～21時 (※祝日を除く)	栃木勤労青少年ホーム ☎ (22)3113
	第2・4月曜日13時～21時 第1・3土曜日13時～16時 (※祝日を除く)	大平勤労青少年ホーム ☎ (43)5191
○高齢者相談 (介護や福祉、生活全般、虐待)	月～金曜日 8時30分～17時15分	本庁舎 / 栃木中央地域包括支援センター ☎ (21) 2245・2246
○もの忘れ相談 (認知症の専門員による相談)	①11月16日(金) 10時～11時30分	①本庁舎1階 市民スペース ②市民健康まつり会場(栃木中央小体育館) / 栃木中央地域包括支援センター ☎ (21)2171・2246
	②11月25日(日) 10時～14時30分	